

◇教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 妊娠に起因する体調の不良等のための特別休暇を取得することができる日数の上限を改めることにしました。
- 2 子の看護のための特別休暇等の取得要件を改めることにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(教育委員会事務局教務部教職員人事担当)